



道有林材の戦略的な供給



概要

○道産木材の需要拡大や原木の安定供給に向け、素材生産業者等と協定を締結し、計画的に立木を販売する「協定販売」をはじめ、長期的・弾力的に立木を販売する「長期安定供給販売」、立木販売と森林整備事業を一体的に行う「伐採・造林複合協定型森林整備事業」等を推進します。

協定販売

○ 素材生産業者や木材加工業者等と道産木材の安定供給に関する協定を締結し、道産木材の需要拡大や安定供給体制を構築。

【実施要件】

- ①木質バイオマス用材として有効活用する場合
- ②木材の付加価値を高める新たな技術を活用・開発し、道産木材の需要や販路の拡大を図る場合
- ③森林認証など広域的な地域のブランド材を普及・開発し、道産木材の需要促進を図る場合
- ④公共建築物や店舗、住宅等の建築に使用するなど地材地消を図る場合
- ⑤一般民有林と連携して共同施業や共同出荷を行う場合
- ⑥道産建築材の供給拡大を図る場合 など

■協定販売計画量(R5)

協定件数	伐採量
13件	380百m ³



長期安定供給販売

○ 地域の素材生産業者等による計画的な雇用確保や設備投資を促進するため、当該業者の裁量度を高めた長期的な協定に基づく立木販売を実施。

【概要】

- ①一定区域(人工林が多い複数林班を想定)を対象に道と素材生産業者等が5年以内の長期協定を締結。
- ②協定締結者は、市場動向等を勘案し、協定期間内において自ら伐採の実施時期を決定。
- ③協定締結者は、伐採時期に応じて年度単位で立木の売買契約を交わし、契約後1年以内に搬出。



■長期安定供給販売計画量(R5)

協定件数	伐採量
10件	570百m ³

伐採・造林複合協定型森林整備事業

○ 地域の木材需要に応じた素材生産や木材の高付加価値化のほか、林内作業の軽労化及び効率化等を促進するため、林業事業者と協定を締結し、立木販売及び森林整備事業を一体的に実施。

【概要】

- ①森林室は、複数林班内の主伐と間伐が必要な森林を選定し、当該森林を対象として作成した森林整備実施計画書に基づき、森林整備を行うことができる事業者を公募。
- ②当該事業を希望する事業者は、企画提案書を森林室へ提出。
- ③森林室は、事業者から提出のあった企画提案書について審査を行い、最良の企画提案を行った事業者と協定を締結。
- ④森林室は、協定に基づき、毎年、協定締結者と立木の売買契約及び森林整備事業の請負契約を締結し、事業を実施。

■伐採・造林複合協定型販売計画量(R5)

協定件数	伐採量
5件	220百m ³

木質バイオマスの安定供給

○ 地域の需要を把握し、木質バイオマス用材を安定的に供給。

- ①木質バイオマスボイラー向け等の燃料材を販売
- ②少額少量物件をオープンカウンター方式で販売
- ③林道沿いのかぶり木等を事業者の提案に応じて販売
- ④林地未利用材やパルプ主体の林分を販売